

林木産第 592 号  
令和 8 (2026) 年 2 月 9 日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣 高市 早苗 様

栃木県知事 福田 富一

原木しいたけ（露地・施設）及び原木くりたけ（露地）の「出荷制限解除後の管理計画」の見直しについて

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（令和 7 年 3 月 31 日 原子力災害対策本部改正）に基づき令和 4 年 3 月 28 日付け林木産第 852 号で策定した栃木県産原木しいたけ（露地・施設）の「出荷制限解除後の管理計画」及び令和 5 年 11 月 13 日に策定した栃木県さくら市産原木くりたけ（露地）の「出荷制限解除後の管理計画」について、今般、別添のとおり見直しを行いましたので報告します。

栃木県林業木材産業課  
TEL 028-632-3274

## 主な変更内容及び変更理由

- 1 栃木県きのこ放射性物質低減対策ガイドラインの策定に伴う、名称変更  
国際水準 GAP を推進する農水省の指導により、「栃木県きのこ生産工程管理基準」を廃止し、新たに「栃木県きのこ放射性物質低減対策ガイドライン」を策定したことから、名称を変更する。
- 2 きのこ原木林等検査実施要領の制定に伴う、名称変更  
「しいたけ原木林適否に係る検査実施要領」を廃止し、「きのこ原木林等検査実施要領」を制定したことから、名称を変更する。
- 3 洗浄前ほだ木検査の削除  
原発事故から 10 年以上が経過し、空間線量及び表土線量は低下しており、栃木県きのこ放射性物質低減対策ガイドラインに沿った管理により追加汚染の危険性は抑えられていることから、発生操作前の検査で十分に安全性を担保できるため、洗浄前検査を削除する。
- 4 「使用するほだ場（露地栽培）」の記載の削除  
「空間線量率  $0.20 \mu\text{Sv/h}$  以下のほだ場を使用する」としていたが、栃木県内では、空間線量率  $0.20 \mu\text{Sv/h}$  を大幅に超過する場所はなく、県内の空間線量率  $0.20 \mu\text{Sv/h}$  を超過する場所であっても、適切な生産管理をすることで安全なきのこを生産できることが確認できたため記載を削除する。
- 5 「用水の安全管理」の記載の削除  
生産者が栽培に使用する水の放射性物質検査については、平成 24 年から令和 6 年までの 13 年間に、385 検体の検査を行ってきたが、すべて不検出であったことから、井戸水等の用水に放射性物質が含まれる可能性は極めて低いと判断し、用水の検査の記載を削除する。
- 6 「子実体の安全確認」の検体数の修正  
出荷前の安全確認は、3 検体の検査を行っているため修正する。
- 7 「ほだ場及び周辺危害要因対策管理表」及び「施設及び施設周辺危害要因対策管理表」の削除  
危害要因対策管理表を廃止し、「原木栽培チェックシート」で記録するため削除する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">出荷制限解除後の管理計画</p> <p>1 出荷制限を解除する範囲</p> <p>出荷制限が指示された栃木県内の市町において産出されたしいたけ（露地または施設において原木で栽培されたもの）（以下、「原木しいたけ（露地栽培／施設栽培）」という。）のうち、「<u>栃木県きのこ放射性物質低減対策ガイドライン</u>」（以下、「<u>県ガイドライン</u>」という。）の放射性物質対策に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ。</p> <p>2 栃木県における管理計画</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>県ガイドライン</u>に即した生産の実施</p> <p>県は、国の示すガイドラインに基づき策定した<u>県ガイドライン</u>により、原木しいたけ（露地栽培／施設栽培）の生産に取り組む全生産者に対して、定期的に立入検査を実施し、管理が適切に実施されていることを「栽培日誌」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。</p> <p>その際、基準に適合しないことが確認された生産者については、しいたけを出荷しないよう指導するとともに、検査により基準値を超過したしいたけ及び生産に用いたほだ木ロットを廃棄させる。</p> <p>(3) <u>県ガイドライン</u>の概要</p> <p>ア <u>原木・ほだ木の安全管理</u></p>	<p style="text-align: center;">出荷制限解除後の管理計画</p> <p>1 出荷制限を解除する範囲</p> <p>出荷制限が指示された栃木県内の市町において産出されたしいたけ（露地または施設において原木で栽培されたもの）（以下、「原木しいたけ（露地栽培／施設栽培）」という。）のうち、「<u>栃木県きのこ生産工程管理基準</u>」（以下、「<u>県生産工程管理基準</u>」という。）の放射性物質対策に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ。</p> <p>2 栃木県における管理計画</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>県生産工程管理基準</u>に即した生産の実施</p> <p>県は、国の示すガイドラインに基づき策定した<u>県生産工程管理基準</u>により、原木しいたけ（露地栽培／施設栽培）の生産に取り組む全生産者に対して、定期的に立入検査を実施し、管理が適切に実施されていることを「栽培日誌」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。</p> <p>その際、基準に適合しないことが確認された生産者については、しいたけを出荷しないよう指導するとともに、検査により基準値を超過したしいたけ及び生産に用いたほだ木ロットを廃棄させる。</p> <p>(3) <u>栃木県きのこ生産工程管理基準</u>の概要</p> <p>ア ほだ木の安全管理</p>

各生産工程でほだ木が汚染される可能性のある工程ごとに安全性を確認する。

(ア) 安全が確認された原木の使用 (きのこ原木林等検査の実施)

(イ) ほだ木検査

培養中、収穫前に1生産ロットごとに3本選出し1本ごとに検査する。(露地栽培)

発生操作前に1生産ロットごとに3本選出し1本ごとに検査する。(施設栽培)

ほだ木の指標値を超過した生産ロットは使用禁止。

(ウ) (略)

(削る。)

イ 子実体の安全確保

出荷前、1生産ロットごとに3検体を検査し、基準値を超過した場合は生産中止し、原因の究明と対応策を検討する。

ウ 各生産工程における放射性物質低減対策(露地・施設栽培)

上記ア、イの対策は必須項目とし、それ以外の放射性物質低減対策について実施したことも含め、「原木栽培チェックシート」に記録する。

各生産工程でほだ木が汚染される可能性のある工程ごとに安全性を確認する。

(ア) 安全が確認された原木の使用 (原木林環境適否検査の実施)

(イ) ほだ木検査

培養中、収穫前に1生産ロットごとに3本選出し1本ごとに検査する。(露地栽培)

洗浄前に1生産ロットごとに3本選出し1本ごとに検査する。  
(施設栽培)

発生操作前(洗浄後)に1生産ロットごとに3本選出し1本ごとに検査する。(施設栽培)

ほだ木の指標値を超過した生産ロットは使用禁止。

(ウ) (略)

イ 使用するほだ場(露地栽培)

環境適否検査を実施し、空間線量  $0.20 \mu\text{SV/h}$  以下のほだ場を使用する。

ウ 子実体の安全確保

出荷前、1生産ロットごとに1検体を検査し、基準値を超過した場合は生産中止し、原因の究明と対応策を検討する。

(新設)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(4) 出荷制限解除後の出荷管理

県ガイドラインに即して生産を実施している生産者に対し、出荷先、販売先の記録・保存を徹底するとともに、必要に応じて当該日誌の県への提出を求め、県の指導による生産工程管理が実施されていることを確認する。

また、県はホームページで出荷制限解除者の氏名を公表し、市町と連携して流通関係者等に対し、県ガイドラインに則した生産を行う生産者情報を周知すると共に、立入検査等で基準に適合しないことが判明した生産者の生産物を取り扱わないよう指導する。

県は、生産者に対し以下のような内容を表示させる。

- ・原産地は市町まで表示
- ・生産者名の表示
- ・栽培方法（原木・露地／施設）を明示

流通組織の管理者は、生産者から提出された帳票等をもとに、集出荷

エ 用水の安全管理

用水を使用する場合は、1年ごと、水源ごとに放射性物質が検出されないことを確認する。

オ ほだ場及び周辺の安全性の確保（露地栽培）

ほだ場及び周辺の危害要因を排除する対策を実施し「ほだ場及び周辺危害要因対策管理表」に記録する。

カ 生産施設及び施設周辺の安全性の確保（施設栽培）

生産施設及び施設周辺の危害要因を排除する対策を実施し「施設及び施設周辺危害要因対策管理表」に記録する。

(4) 出荷制限解除後の出荷管理

県生産工程管理基準に即して生産を実施している生産者に対し、出荷先、販売先の記録・保存を徹底するとともに、必要に応じて当該日誌の県への提出を求め、県の指導による生産工程管理が実施されていることを確認する。

また、県はホームページで出荷制限解除者の氏名を公表し、市町と連携して流通関係者等に対し、県生産工程管理基準に則した生産を行う生産者情報を周知すると共に、立入検査等で基準に適合しないことが判明した生産者の生産物を取り扱わないよう指導する。

県は、生産者に対し以下のような内容を表示させる。

- ・原産地は市町まで表示
- ・生産者名の表示
- ・栽培方法（原木・露地／施設）を明示

流通組織の管理者は、生産者から提出された帳票等をもとに、集出荷

ができる生產品のみを取扱い、それ以外の生產品の流通自粛・排除を行う。また、県と市町は連携して適切な集出荷管理が実施されているか管理する。

【流通管理体制】

(ア) (略)

(イ) 管理の体制及び方法

区 分	管理方法
生産者	① <u>県ガイドライン</u> に即した生産管理 ②～⑤ (略) ⑥生産管理記録・栽培履歴の提出
生産グループ 管理者	① <u>生産管理</u> による生産者への指導、管理 ② <u>生産管理</u> に基づく出荷の認否
(略)	(略)

(5) 出荷制限解除後の検査計画

ア 県ガイドラインに基づく検査

(ア) 出荷前、1生産ロットごとに3検体検査

イ (略)

(6) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

県は、基準値を超過した生産者に対して速やかに原木しいたけ（露地栽培／施設栽培）の出荷自粛と自主回収を要請するとともに、基準値を超過したしいたけは廃棄させる。

また、県は当該生産者に対して、生産管理の実施状況を調査するととも

ができる生產品のみを取扱い、それ以外の生產品の流通自粛・排除を行う。また、県と市町は連携して適切な集出荷管理が実施されているか管理する。

【流通管理体制】

(ア) (略)

(イ) 管理の体制及び方法

区 分	管理方法
生産者	① <u>県生産工程管理基準</u> に即した生産管理 ②～⑤ (略) ⑥ <u>生産工程管理記録</u> ・栽培履歴の提出
生産グループ 管理者	① <u>生産工程管理</u> による生産者への指導、管理 ② <u>生産工程管理</u> に基づく出荷の認否
(略)	(略)

(5) 出荷制限解除後の検査計画

ア 県生産工程管理基準に基づく検査

(ア) 出荷前、1生産ロットごとに1検体検査

イ (略)

(6) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

県は、基準値を超過した生産者に対して速やかに原木しいたけ（露地栽培／施設栽培）の出荷自粛と自主回収を要請するとともに、基準値を超過したしいたけは廃棄させる。

また、県は当該生産者に対して、生産工程管理の実施状況を調査すると

に、再発防止を指導する。

なお、基準値超過の原因が特定の生産者の生産管理に限らない場合にあっては周辺調査等も実施し、速やかに必要な範囲に対して全原木しいたけ（露地栽培／施設栽培）の出荷自粛と自主回収を要請する。

(7) 新たに出荷再開を認める判断基準

今後生産予定の生産者及び生産休止中の生産者については、下記の要件を満たした場合に出荷できることとする。

ア 県ガイドラインに基づき生産が行われていること。

ともに、再発防止を指導する。

なお、基準値超過の原因が特定の生産者の生産管理に限らない場合にあっては周辺調査等も実施し、速やかに必要な範囲に対して全原木しいたけ（露地栽培／施設栽培）の出荷自粛と自主回収を要請する。

(7) 新たに出荷再開を認める判断基準

今後生産予定の生産者及び生産休止中の生産者については、下記の要件を満たした場合に出荷できることとする。

ア 県生産工程管理基準に基づき生産が行われていること。

## 出荷制限解除後の管理計画

### 1 出荷制限を解除する範囲

出荷制限が指示された栃木県内の市町において産出されたしいたけ（露地または施設において原木で栽培されたもの）（以下、「原木しいたけ（露地栽培／施設栽培）」という。）のうち、「栃木県きのこ放射性物質低減対策ガイドライン」（以下、「県ガイドライン」という。）の放射性物質対策に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ。

### 2 栃木県における管理計画

#### (1) 生産者の管理

県は、市町と連携し、対象区域内で原木しいたけ（露地栽培／施設栽培）を行う生産者について、生産者ごとに、ほだ場箇所、ほだ木本数、原木入手方法、菌種、生産量などを記録した生産者台帳を作成する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより生産者及びほだ場の管理を行う。

#### (2) 県ガイドラインに即した生産の実施

県は、国の示すガイドラインに基づき策定した県ガイドラインにより、原木しいたけ（露地栽培／施設栽培）の生産に取り組む全生産者に対して、定期的に立入検査を実施し、管理が適切に実施されていることを「栽培日誌」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。

その際、基準に適合しないことが確認された生産者については、しいたけを出荷しないよう指導するとともに、検査により基準値を超過したしいたけ及び生産に用いたほだ木ロットを廃棄させる。

#### (3) 県ガイドラインの概要

##### ア 原木・ほだ木の安全管理

各生産工程でほだ木が汚染される可能性のある工程ごとに安全性を確認する。

##### (ア) 原木調達

安全が確認された原木の使用（自伐の場合は、きのこ原木林等検査の実施）

##### (イ) ほだ木検査

培養中、収穫前に1生産ロットごとに3本選出し1本ごとに検査する。（露地栽培）

発生操作前に1生産ロットごとに3本選出し1本ごとに検査する。（施設栽培）

ほだ木の指標値を超過した生産ロットは使用禁止

##### (ウ) ほだ木の洗浄（施設栽培）

発生操作前に必要に応じてほだ木の洗浄を行う。（ほだ木の検査結果から追加汚染がないと確認できる場合は洗浄を省略できる）

##### イ 子実体の安全確認

出荷前、1生産ロットごとに3検体を検査し、基準値を超過した場合は生産中止し、原因の究明と対応策を検討する。

ウ 各生産工程における放射性物質低減対策（露地・施設栽培）

上記ア、イの対策は必須項目とし、それ以外の放射性物質低減対策について実施したことも含め、「原木栽培チェックシート」に記録する。

(4) 出荷制限解除後の出荷管理

県ガイドラインに即して生産を実施している生産者に対し、出荷先、販売先の記録・保存を徹底するとともに、必要に応じて当該日誌の県への提出を求め、県の指導による生産工程管理が実施されていることを確認する。

また、県はホームページで出荷制限解除者の氏名を公表し、市町と連携して流通関係者等に対し、県ガイドラインに則した生産を行う生産者情報を周知すると共に、立入検査等で基準に適合しないことが判明した生産者の生産物を取り扱わないよう指導する。

県は、生産者に対し以下のような内容を表示させる。

- ・原産地は市町まで表示
- ・生産者名の表示
- ・栽培方法（原木・露地／施設）を明示

流通組織の管理者は、生産者から提出された帳票等をもとに、集出荷ができる生産品のみを取扱い、それ以外の生産品の流通自粛・排除を行う。また、県と市町は連携して適切な集出荷管理が実施されているか管理する。

【流通管理体制】

(ア) 管理責任を負う者

集出荷・販売者	管理責任者	チェック体制
農協（JA）	農協（JA）	栃木県
直売所（個人販売含）	直売所代表者	市町、栃木県
市場・仲買・卸業者等	市場担当者等	市町、栃木県
通信販売等	通信販売等を行う生産者	市町、栃木県

(イ) 管理の体制及び方法

区 分	管理方法
生産者	①県ガイドラインに即した生産管理 ②生産者台帳の整備に要する情報提供 ③商品の表示内容の適正な表示 ④モニタリング検査の実施 ⑤出荷記録の保存及び必要に応じた提出 ⑥生産管理記録・栽培履歴の提出
生産グループ 管理者	①生産管理による生産者への指導、管理 ②生産管理に基づく出荷の認否
集出荷・販売者	①出荷制限等の有無、モニタリング検査結果の確認 ②商品の表示内容の確認 ③県ホームページでの出荷制限解除者確認 ④集出荷、販売記録の保存

市町	①生産者、集出荷・販売者の指導及び監視 ②流通拠点（直売所、卸売り市場、大型店舗等）の定期的な巡回指導 ③ネット販売等の監視
栃木県	①生産者台帳の整備 ②モニタリング検査の実施 ③県ホームページでの出荷制限解除者の氏名公表 ④出荷が可能な生産者の情報及び制限情報の提供 ⑤生産者、集出荷・販売者の指導及び監視 ⑥流通拠点（直売所、卸売り市場、大型店舗等）の定期的な巡回指導 ⑦ネット販売等の監視

(5) 出荷制限解除後の検査計画

ア 県ガイドラインに基づく検査

(ア) 出荷前、1生産ロットごとに3検体検査

イ 栃木県のモニタリング検査

(イ) 毎月、出荷前、市町内で1検体検査

(ウ) 検体はアの検査で最も高濃度の放射性物質を検出した生産ロットから採取する。

(6) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

県は、基準値を超過した生産者に対して速やかに原木しいたけ（露地栽培／施設栽培）の出荷自粛と自主回収を要請するとともに、基準値を超過したしいたけは廃棄させる。

また、県は当該生産者に対して、生産管理の実施状況を調査するとともに、再発防止を指導する。

なお、基準値超過の原因が特定の生産者の生産管理に限らない場合にあつては周辺調査等も実施し、速やかに必要な範囲に対して全原木しいたけ（露地栽培／施設栽培）の出荷自粛と自主回収を要請する。

(7) 新たに出荷再開を認める判断基準

今後生産予定の生産者及び生産休止中の生産者については、下記の要件を満たした場合に出荷できることとする。

ア 県ガイドラインに基づき生産が行われていること。

イ 生産物の検査結果が食品中の放射性物質の基準値を十分下回っていること。また、測定結果の信頼性を向上させるため、モニタリング検査は、同一生産ロットで複数回実施する。

ウ 生産者台帳が整備されており、常に点検・更新ができる体制が整備されていること。

3 関係者への周知

県は、市町・関係機関・団体と連携の上、本計画の内容について、生産者及び集出荷・流通・販売管理者等に周知を図る。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">出荷制限解除後の管理計画</p> <p>1 出荷制限を解除する範囲</p> <p>原子力災害対策本部長から出荷制限が指示された栃木県内のさくら市において産出された<u>くりたけ（露地において原木で栽培されたもの）</u>（以下、「<u>原木くりたけ（露地栽培）</u>」という。）のうち、「<u>栃木県きのこ放射性物質低減対策ガイドライン</u>」（以下、「<u>県ガイドライン</u>」という。）の放射性物質対策に即して生産され、基準値以下であることが確認されたくりたけ。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 栃木県における管理計画</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>県ガイドライン</u>に即した生産の実施</p> <p>県は、国の示すガイドラインに基づき策定した<u>県ガイドライン</u>により、原木くりたけ（露地栽培）の生産に取り組む全生産者に対して、定期的に立入検査を実施し、管理が適切に実施されていることを「栽培日誌」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。</p> <p>その際、基準に適合しないことが確認された生産者については、くりたけを出荷しないよう指導するとともに、検査により基準値を超過したくりたけ及び生産に用いたほだ木ロットを廃棄させる。</p>	<p style="text-align: center;">出荷制限解除後の管理計画</p> <p>1 出荷制限を解除する範囲</p> <p>原子力災害対策本部長から出荷制限が指示された栃木県さくら市において産出された<u>原木くりたけ（露地栽培）</u>のうち、「<u>栃木県きのこ生産工程管理基準</u>」（以下、「<u>県生産工程管理基準</u>」という。）の放射性物質対策に即して生産され、基準値以下であることが確認されたくりたけ。</p> <p>2 （略）</p> <p>2 栃木県における管理計画</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>県生産工程管理基準</u>に即した生産の実施</p> <p>県は、国の示すガイドラインに基づき策定した<u>県生産工程管理基準</u>により、原木くりたけ（露地栽培）の生産に取り組む全生産者に対して、定期的に立入検査を実施し、管理が適切に実施されていることを「栽培日誌」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。</p> <p>その際、基準に適合しないことが確認された生産者については、くりたけを出荷しないよう指導するとともに、検査により基準値を超過したくりたけ及び生産に用いたほだ木ロットを廃棄させる。</p>

(3) 県ガイドラインの概要

ア 原木・ほだ木の安全管理

各生産工程でほだ木が汚染される可能性のある工程ごとに安全性を確認する。

(ア) 安全が確認された原木の使用 (きのこ原木林等検査の実施)

(イ) ほだ木検査

培養中、収穫前に1生産ロットごとに3本選出し1本ごとに検査する。(露地栽培)

ほだ木の指標値を超過した生産ロットは使用禁止。

(削る。)

イ 子実体の安全確保

出荷前、1生産ロットごとに3検体を検査し、基準値を超過した場合は生産中止し、原因の究明と対応策を検討する。

ウ 各生産工程における放射性物質低減対策(露地栽培)

上記ア、イの対策は必須項目とし、それ以外の放射性物質低減対策について実施したことも含め、「原木栽培チェックシート」に記録する。

(削る。)

(3) 栃木県きのこ生産工程管理基準の概要

ア ほだ木の安全管理

各生産工程でほだ木が汚染される可能性のある工程ごとに安全性を確認する。

(ア) 安全が確認された原木の使用 (原木林環境適否検査の実施)

(イ) ほだ木検査

培養中、収穫前に1生産ロットごとに3本選出し1本ごとに検査する。(露地栽培)

ほだ木の指標値を超過した生産ロットは使用禁止。

イ 使用するほだ場(露地栽培)

環境適否検査を実施し、空間線量  $0.20 \mu\text{SV/h}$  以下のほだ場を使用する。

ウ 子実体の安全確保

出荷前、1生産ロットごとに1検体を検査し、基準値を超過した場合は生産中止し、原因の究明と対応策を検討する。

(新設)

エ 用水の安全管理

用水を使用する場合は、1年ごと、水源ごとに放射性物質が検出さ

(削る。)

(4) 出荷制限解除後の出荷管理

県ガイドラインに即して生産を実施している生産者に対し、出荷先、販売先の記録・保存を徹底するとともに、必要に応じて当該日誌の県への提出を求め、県の指導による生産工程管理が実施されていることを確認する。

また、県はホームページで出荷制限解除者の氏名を公表し、さくら市と連携して流通関係者等に対し、県ガイドラインに則した生産を行う生産者情報を周知すると共に、立入検査等で基準に適合しないことが判明した生産者の生産物を取り扱わないよう指導する。

県は、生産者に対し以下のような内容を表示させる。

- ・原産地は市町名まで表示
- ・生産者名の表示
- ・栽培方法（原木・露地／施設）を明示

流通組織の管理者は、生産者から提出された帳票等をもとに、集出荷ができる生產品のみを取扱い、それ以外の生產品の流通自粛・排除を行う。また、県とさくら市は連携して適切な集出荷管理が実施されているか管理する。

【流通管理体制】

(ア) (略)

れないことを確認する。

オ ほだ場及び周辺の安全性の確保（露地栽培）

ほだ場及び周辺の危害要因を排除する対策を実施し「ほだ場及び周辺危害要因対策管理表」に記録する。

(4) 出荷制限解除後の出荷管理

県生産工程管理基準に即して生産を実施している生産者に対し、出荷先、販売先の記録・保存を徹底するとともに、必要に応じて当該日誌の県への提出を求め、県の指導による生産工程管理が実施されていることを確認する。

また、県はホームページで出荷制限解除者の氏名を公表し、さくら市と連携して流通関係者等に対し、県生産工程管理基準に則した生産を行う生産者情報を周知すると共に、立入検査等で基準に適合しないことが判明した生産者の生産物を取り扱わないよう指導する。

県は、生産者に対し以下のような内容を表示させる。

- ・原産地は市町名まで表示
- ・生産者名の表示
- ・栽培方法（原木・露地／施設）を明示

流通組織の管理者は、生産者から提出された帳票等をもとに、集出荷ができる生產品のみを取扱い、それ以外の生產品の流通自粛・排除を行う。また、県とさくら市は連携して適切な集出荷管理が実施されているか管理する。

【流通管理体制】

(ア) (略)

(イ) 管理の体制及び方法

区 分	管理方法
生産者	① <u>県ガイドライン</u> に即した生産管理 ②～⑤ (略) ⑥生産管理記録・栽培履歴の提出
生産グループ 管理者	① <u>生産管理</u> による生産者への指導、管理 ② <u>生産管理</u> に基づく出荷の認否
(略)	(略)

(5) 出荷制限解除後の検査計画

ア 県ガイドラインに基づく検査

(ア) 出荷前、1生産ロットごとに3検体検査

イ (略)

(6) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

県は、基準値を超過した生産者に対して速やかに原木くりたけ（露地栽培）の出荷自粛と自主回収を要請するとともに、基準値を超過したくりたけは廃棄させる。

また、県は当該生産者に対して、生産管理の実施状況を調査するとともに、再発防止を指導する。

なお、基準値超過の原因が特定の生産者の生産管理に限らない場合にあつては周辺調査等も実施し、速やかに必要な範囲に対して全原木くりたけ（露地栽培）の出荷自粛と自主回収を要請する。

(7) 新たに出荷再開を認める判断基準

(イ) 管理の体制及び方法

区 分	管理方法
生産者	① <u>県生産工程管理基準</u> に即した生産管理 ②～⑤ (略) ⑥ <u>生産工程管理</u> 記録・栽培履歴の提出
生産グループ 管理者	① <u>生産工程管理</u> による生産者への指導、管理 ② <u>生産工程管理</u> に基づく出荷の認否
(略)	(略)

(5) 出荷制限解除後の検査計画

ア 県生産工程管理基準に基づく検査

(ア) 出荷前、1生産ロットごとに1検体検査

イ (略)

(6) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

県は、基準値を超過した生産者に対して速やかに原木くりたけ（露地栽培）の出荷自粛と自主回収を要請するとともに、基準値を超過したくりたけは廃棄させる。

また、県は当該生産者に対して、生産工程管理の実施状況を調査するとともに、再発防止を指導する。

なお、基準値超過の原因が特定の生産者の生産管理に限らない場合にあつては周辺調査等も実施し、速やかに必要な範囲に対して全原木くりたけ（露地栽培）の出荷自粛と自主回収を要請する。

(7) 新たに出荷再開を認める判断基準

今後生産予定の生産者及び生産休止中の生産者については、下記の要件を満たした場合に出荷できることとする。

ア 県ガイドラインに基づき生産が行われていること。

イ～エ（略）

#### 4 関係者への周知

県は、さくら市・関係機関・団体と連携の上、本計画の内容について、生産者及び集出荷・流通・販売管理者等に周知を図る。

今後生産予定の生産者及び生産休止中の生産者については、下記の要件を満たした場合に出荷できることとする。

ア 県生産工程管理基準に基づき生産が行われていること。

イ～エ（略）

#### 3 関係者への周知

県は、さくら市と連携し、本計画の内容について、生産者及び集出荷・流通・販売管理者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

## 出荷制限解除後の管理計画

### 1 出荷制限を解除する範囲

原子力災害対策本部長から出荷制限が指示された栃木県さくら市において産出されたくりたけ（露地または施設において原木で栽培されたもの）（以下、「原木くりたけ（露地栽培）」という。）のうち、「栃木県きのこ放射性物質低減対策ガイドライン」（以下、「県ガイドライン」という。）の放射性物質対策に即して生産され、基準値以下であることが確認されたくりたけ。

### 2 経過及び解除申請の理由

平成 23 年 11 月 10 日にさくら市産の原木くりたけ（露地栽培）1 検体を検査した結果、暫定基準値 500Bq/kg を超えた放射性セシウム（649Bq/kg）が検出されたため、平成 23 年 11 月 14 日に原子力災害対策本部長から出荷制限が指示された。

基準値を超過した原因は、東京電力福島第一原子力発電所事故発生直後の放射性物質を含んだ降雨によるほだ木の汚染と考えられたため、市内の全生産者のほだ場毎のほだ木検査を実施し、きのこ原木の指標値 50Bq/kg（以下、「指標値」という）を超過したほだ木の廃棄を進めた。

令和 3 年 9 月から、1 名の生産者が放射性物質対策の影響を少なくするための生産工程管理（原木の安全性確認、ほだ場の落葉層の撤去、土壌へのゼオライトの散布、稲藁で被覆）に取り組み、1 ロットにつき 11 検体のくりたけ及び 10 検体の発生前ほだ木の検査を実施した。

検査の結果、発生前ほだ木は、平均値 5.0Bq/kg、最大 11Bq/kg、子実体は平均値 7.4Bq/kg、最大 9.7Bq/kg で、全て指標値及び基準値を下回っており、当ロットの子実体が基準値を超過する可能性は低いと判断できる。

### 3 栃木県における管理計画

#### (1) 生産者の管理

県は、さくら市と連携し、対象区域内で原木くりたけ（露地栽培）を行う生産者について、生産者ごとに、ほだ場箇所、ほだ木本数、原木入手方法、菌種、生産量などを記録した生産者台帳を作成する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより生産者及びほだ場の管理を行う。

#### (2) 県ガイドラインに即した生産の実施

県は、国の示すガイドラインに基づき策定した県ガイドラインにより、原木くりたけ（露地栽培）の生産に取り組む全生産者に対して、定期的に立入検査を実施し、管理が適切に実施されていることを「栽培日誌」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。

その際、基準に適合しないことが確認された生産者については、くりたけを出荷しないよう指導するとともに、検査により基準値を超過したくりたけ及び生産に用いたほだ木ロットを廃棄させる。

#### (3) 県ガイドラインの概要

##### ア 原木・ほだ木の安全管理

各生産工程でほだ木が汚染される可能性のある工程ごとに安全性を確認する。

(ア) 原木調達

安全が確認された原木の使用（自伐の場合は、きのこ原木林等検査の実施）

(イ) ほだ木検査

培養中、収穫前に1生産ロットごとに3本選出し1本ごとに検査する。（露地栽培）

ほだ木の指標値を超過した生産ロットは使用禁止

イ 子実体の安全確認

出荷前、1生産ロットごとに3検体を検査し、基準値を超過した場合は生産中止し、原因の究明と対応策を検討する。

ウ 各生産工程における放射性物質低減対策（露地栽培）

上記ア、イの対策は必須項目とし、それ以外の放射性物質低減対策について実施したことも含め、「原木栽培チェックシート」に記録する。

(4) 出荷制限解除後の出荷管理

県ガイドラインに即して生産を実施している生産者に対し、出荷先、販売先の記録・保存を徹底するとともに、必要に応じて当該日誌の県への提出を求め、県の指導による生産工程管理が実施されていることを確認する。

また、県はホームページで出荷制限解除者の氏名を公表し、さくら市と連携して流通関係者等に対し、県ガイドラインに則した生産を行う生産者情報を周知すると共に、立入検査等で基準に適合しないことが判明した生産者の生産物を取り扱わないよう指導する。

県は、生産者に対し以下のような内容を表示させる。

- ・原産地は市町名まで表示
- ・生産者名の表示
- ・栽培方法（原木・露地／施設）を明示

流通組織の管理者は、生産者から提出された帳票等をもとに、集出荷ができる生産品のみを取扱い、それ以外の生産品の流通自粛・排除を行う。また、県とさくら市は連携して適切な集出荷管理が実施されているか管理する。

【流通管理体制】

(ア) 管理責任を負う者

集出荷・販売者	管理責任者	チェック体制
農協（JA）	農協（JA）	栃木県
直売所（個人販売含）	直売所代表者	さくら市、栃木県
市場・仲買・卸業者等	市場担当者等	さくら市、栃木県
通信販売等	通信販売等を行う生産者	さくら市、栃木県

(イ) 管理の体制及び方法

区 分	管理方法
-----	------

生産者	<ul style="list-style-type: none"> <li>①県ガイドラインに即した生産管理</li> <li>②生産者台帳の整備に要する情報提供</li> <li>③商品の表示内容の適正な表示</li> <li>④モニタリング検査の実施</li> <li>⑤出荷記録の保存及び必要に応じた提出</li> <li>⑥生産管理記録・栽培履歴の提出</li> </ul>
生産グループ 管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生産管理による生産者への指導、管理</li> <li>②生産管理に基づく出荷の認否</li> </ul>
集出荷・販売者	<ul style="list-style-type: none"> <li>①出荷制限等の有無、モニタリング検査結果の確認</li> <li>②商品の表示内容の確認</li> <li>③県ホームページでの出荷制限解除者確認</li> <li>④集出荷、販売記録の保存</li> </ul>
さくら市	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生産者、集出荷・販売者の指導及び監視</li> <li>②流通拠点（直売所、卸売り市場、大型店舗等）の定期的な巡回指導</li> <li>③ネット販売等の監視</li> </ul>
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生産者台帳の整備</li> <li>②モニタリング検査の実施</li> <li>③県ホームページでの出荷制限解除者の氏名公表</li> <li>④出荷が可能な生産者の情報及び制限情報の提供</li> <li>⑤生産者、集出荷・販売者の指導及び監視</li> <li>⑥流通拠点（直売所、卸売り市場、大型店舗等）の定期的な巡回指導</li> <li>⑦ネット販売等の監視</li> </ul>

(5) 出荷制限解除後の検査計画

ア 県ガイドラインに基づく検査

(ア) 出荷前、1生産ロットごとに3検体検査

イ 栃木県のモニタリング検査

(イ) 毎月、出荷前、市内で1検体検査

(ウ) 検体はアの検査で最も高濃度の放射性物質を検出した生産ロットから採取する。

(6) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

県は、基準値を超過した生産者に対して速やかに原木くりたけ（露地栽培）の出荷自粛と自主回収を要請するとともに、基準値を超過したくりたけは廃棄させる。

また、県は当該生産者に対して、生産管理の実施状況を調査するとともに、再発防止を指導する。

なお、基準値超過の原因が特定の生産者の生産管理に限らない場合にあつては周辺調査等も実施し、速やかに必要な範囲に対して全原木くりたけ（露地栽培）の出荷自粛と自主回収を要請する。

(7) 新たに出荷再開を認める判断基準

今後生産予定の生産者及び生産休止中の生産者については、下記の要件を満たした場合に出荷できることとする。

ア 県ガイドラインに基づき生産が行われていること。

イ 生産物の検査結果が食品中の放射性物質の基準値を十分下回っていること。また、測定結果の信頼性を向上させるため、モニタリング検査は、同一生産ロットで複数回実施する。

ウ 生産者台帳が整備されており、常に点検・更新ができる体制が整備されていること。

4 関係者への周知

県は、さくら市・関係機関・団体と連携の上、本計画の内容について、生産者及び集出荷・流通・販売管理者等に周知を図る。